

日港発19第20号
2019年12月13日

各 労組・労連・労協 殿

日本港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内



**コンテナ船に於ける所謂「多段荷役作業協定」に関する履行斉一化の指示
〔産別縦指示〕**

2019年12月13日付全国港湾19発第41号「コンテナ船に於ける所謂『多段荷役作業協定』に関する履行斉一化の指示」について下記要領にて対応されるよう本状で以て産別縦指示とします。

記

1. 標題指示について、各加盟組織は当該地区港湾と連携のうえ対応されたい。
2. 標題指示について、各地区港湾に加盟していない加盟組織については、本産別縦指示に基づき対応されたい。
3. 尚、不明な点等あれば本部まで連絡されたい。

以上


〔添付：2019年12月13日付全国港湾19発第41号

「コンテナ船に於ける所謂『多段荷役作業協定』に関する履行斉一化の指示」〕

2019年12月13日
全国港湾19発第41号

各 中央執行委員・中央単組・地区港湾 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷欽一郎
安全対策委員長 柏木 公廣



コンテナ船に於ける所謂「多段荷役作業協定」に関する履行斉一化の指示

2019年12月11～12日に開催した第4回中央執行委員会は、標題について下記のとおり現行産別協定の主旨を徹底し、その履行にあたっての考え方を斉一化することとした。ついては、各中央単組・地区港湾は本指示に基づき履行の斉一化を図らねばならない。

記

1. 協定（産別協定第58条第8項②-4）原文

パイプランの斉一化並びにオートツイストロック落下災害防止について

コンテナ船の多段（7・8段）例外荷役に伴う高所作業、及びラッシング・アンラッシング作業を行う場合は、パイプランについて次の内容を徹底する。

- (1) 7・8段荷役及びラッシング・アンラッシング作業については、5・6段以下のコンテナ荷役並びにラッシング・アンラッシング作業と同時作業をしてはならない。
- (2) オートツイストロックを装着したコンテナ荷役中は、その荷役等のベイ範囲（ハッチ毎）に立ち入ってはならない。

2. 上記協定の具体的な対応については次のとおりとする。

- (1) 作業にあたっては、当該7・8段荷役作業（ラッシング・アンラッシング作業含む）を、当該ガントリー走行によって、すべてのハッチにおいて当該7・8段荷役作業（ラッシング・アンラッシング作業含む）揚積の終了・確認の後、6段以下の当該荷役作業を行うこと。
- (2) 当該7・8段荷役作業を終えるまでは、そのベイ範囲に立ち入らない。
- (3) ガントリー走行によってすべての多段（7・8段）揚積ベイ荷役作業を終えるまでは、他のいかなるベイの作業であっても（6段以下の作業は）行わない。

3. 尚、不明な点等があれば、全国港湾まで連絡されたい。

以上